

高等学校教育改革推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 千葉県教育委員会は、文部科学省から委託を受けた「生徒・地域等のニーズに応じた高等学校づくりに関する取組」の実践研究で得られた成果を定着させるとともに、関係校が課題を共有し解決に資するため、高等学校教育改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員15名以上20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係者
- (3) 県職員
- (4) 学校関係者
- (5) その他

3 協議会には委員長1名、副委員長1名を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

5 委員長は、協議会の会務を総括し、副委員長は、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第3条 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 教育庁の職員等のうち、教育長が指名する者は会議に出席し、説明することができる。

(庶 務)

第4条 協議会に係る庶務は、教育庁企画管理部県立学校改革推進課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 最初の委員の任期は、第2条第6項の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。